

第 1 章

公園マスタープランの 改定について

第1章

公園マスタープランの改定について

① 目的と背景

公園は、生物多様性の保全や延焼の防止などの公園が存在することによる「存在効果」と、遊びの場、コミュニティ活動の場などの利用することによる「利用効果」をもたらす、オープンスペースを主とした公共施設です。

墨田区公園マスタープラン(以下「本プラン」といいます。)は、公園に求められるニーズの変化などを予測しながら、公園がもたらす効果を踏まえ、今ある公園を最大限に活用し、「誰もが快適に利活用できる公園」を実現するとともに、区全体の魅力や価値の向上につながるまちづくりに資することを目的とした、公園行政の羅針盤となる計画です。

前墨田区公園マスタープラン(以下「前プラン」といいます。)は、令和7(2025)年までを計画期間としていましたが、社会情勢の変化やニーズの多様化、法制度・区の動向に対応するため、前倒しで改定することとしました。

② 位置付け

本プランは、「墨田区基本計画」、「墨田区都市計画マスタープラン」及び「第二次墨田区緑の基本計画」を上位計画とした、公園の新規整備、改修、管理運営などについての方向性を示す計画として位置付けており、これらの上位計画との整合を図っています。

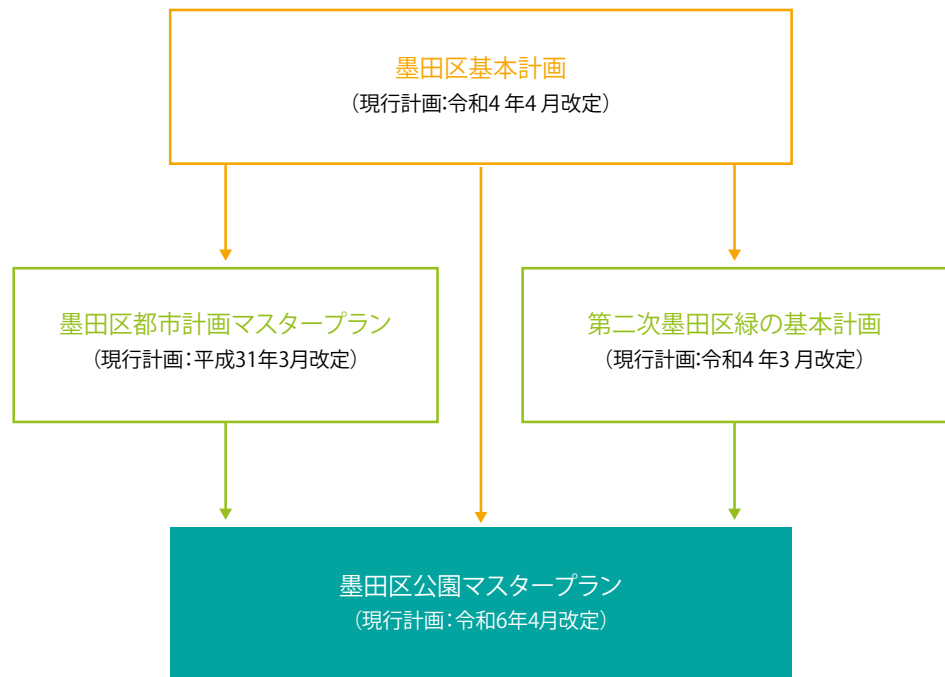


図1 本プランの位置付け

第1章

公園マスタープランの改定について

③ 期間

公園は、計画から整備完了までに年月を要し、その後も長く使われる公共施設であることから、公園行政の羅針盤となる公園マスタープランは比較的長い計画期間を設定する必要があるため、前プランでは30年計画（平成7(1995)～令和7(2025)年）としていました。

しかしながら、今後も社会情勢の変化やニーズの多様化などが進むことが予想され、これらに対応していく必要があることから、本プランの計画期間は前プランよりも短縮することとし、上位計画の計画期間や改定の時期が表1のとおりであることを踏まえ、18年間計画（令和6(2024)～23(2041)年度）とします。

また、上位計画の改定内容を反映するため、令和13(2031)年度に中間改定することとし、計画期間を前期8年間（令和6(2024)～13(2031)年度）、後期10年間（令和14(2032)～23(2041)年度）に分けます。

表1 上位計画の計画期間など

上位計画	現行計画	次期計画(予定)	次々期計画(予定)
①墨田区基本計画 (10年ほどで全面改定、5年ほどで中間改定)	平成28～令和7年度 (中間改定:令和4年度)	令和8～17年度 (中間改定:令和12年度)	令和18～27年度 (中間改定:令和22年度)
②墨田区都市計画マスタープラン (10年ほどで全面改定)	平成31～令和10年	令和11～20年	令和21～30年
③第二次墨田区緑の基本計画 (20年ほどで全面改定、10年ほどで中間改定)	令和4～22年度 (中間改定:令和12年度)	令和23～42年度 (中間改定:令和32年度)	令和43～62年度 (中間改定:令和52年度)

第1章

公園マスタープランの改定について

④ 対象範囲等

(1) 対象範囲

本プランは、区内にある区立の公園、児童遊園、区民広場及び庁内関係部署が管理する緑地・広場(以下「公園」といいます。)を対象とします。

なお、都立公園、河川空間、駅前広場などの公共のオープンスペース、公開空地などの民間のオープンスペースについては、区民や来街者にとっては公園的な場所としても捉えられるので、公園を補完したり、連携したりする公園的な空間として考慮します。

表2 本プランの対象一覧

種別		備考
「区管理の都市公園」	住区基幹公園	街区公園 街区内の居住者が利用する身近な公園及び児童遊園 (両国公園、菊川公園、児童遊園など)
		近隣公園 近隣住区内の居住者が利用する公園 (銅像堀公園、堤通公園、竪川親水公園、東墨田公園)
		地区公園 徒歩圏内の居住者が利用する公園 (錦糸公園、大横川親水公園、旧中川水辺公園)
	都市基幹公園	運動公園 全区民を対象とした運動の利用に供することを目的とした公園 (荒川四ツ木橋緑地)
		風致公園 風致・景観の優れた場所で自然とのふれあいを深めていく公園 (旧安田庭園、隅田公園)
	特殊公園	動植物公園 生きた教材に接することができる自然学習拠点 (緑と花の学習園)
		歴史公園 史跡、名称、天然記念物などの文化的資源を有する公園 (本所松坂町公園、立花大正民家園)
緑道	災害時の避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図る植栽帯及び歩行者路などを主体とする公園(隅田川緑道公園)	
「区管理の都市公園」以外の公共施設	区民広場	行政目的で確保されている土地を、その使用が具体化するまでの期間、開放するもの(横川一丁目こども広場、錦糸四丁目緑地広場など)
	庁内関係部署が管理する緑地・広場	本プランに基づき、区(庁内関係部署)が管理する緑地や広場 (まちづくり事業用地(一部))
	都立公園 ※都市公園	都管理の都市公園 (横網町公園、向島百花園、東白鬚公園)
	河川	水面も含め、河川テラスなどと一体的な空間
	駅前広場	駅周辺の利用者が憩える空間 (錦糸町駅南口駅前広場、京成曳舟駅前広場など)
	歩道空間	街路樹、植栽帯のある広幅員の歩道空間
	学校	学校の校庭
民有地	運動広場	運動機能に特化した空間 (東墨田一丁目運動広場、墨田五丁目運動広場)
	公開空地	開発に伴い設置され、集合住宅などが管理するオープンスペース
	市民緑地	都市緑地法に基づき、土地や建物などに設置され、住民の利用に供する緑地
	境内地内	神社、仏閣のうち、建物を除いた用地

— 本プランの対象範囲 — 公園的な空間

(2) 区立公園、児童遊園、区民広場の箇所数・面積等

区内には、区立公園が70か所、児童遊園が66か所、区民広場が26か所あります。
また、都立公園も3か所あります。

表3 区立公園などの箇所数・面積(令和6年4月1日時点)

	箇所数	面積(m ²)	割合
区立公園	70	613,385.77	93.7%
児童遊園	66	32,899.09	5.0%
区民広場	26	8,498.71	1.3%
計	162	654,783.57	100%

※都立公園:3か所(133,593.01m²)

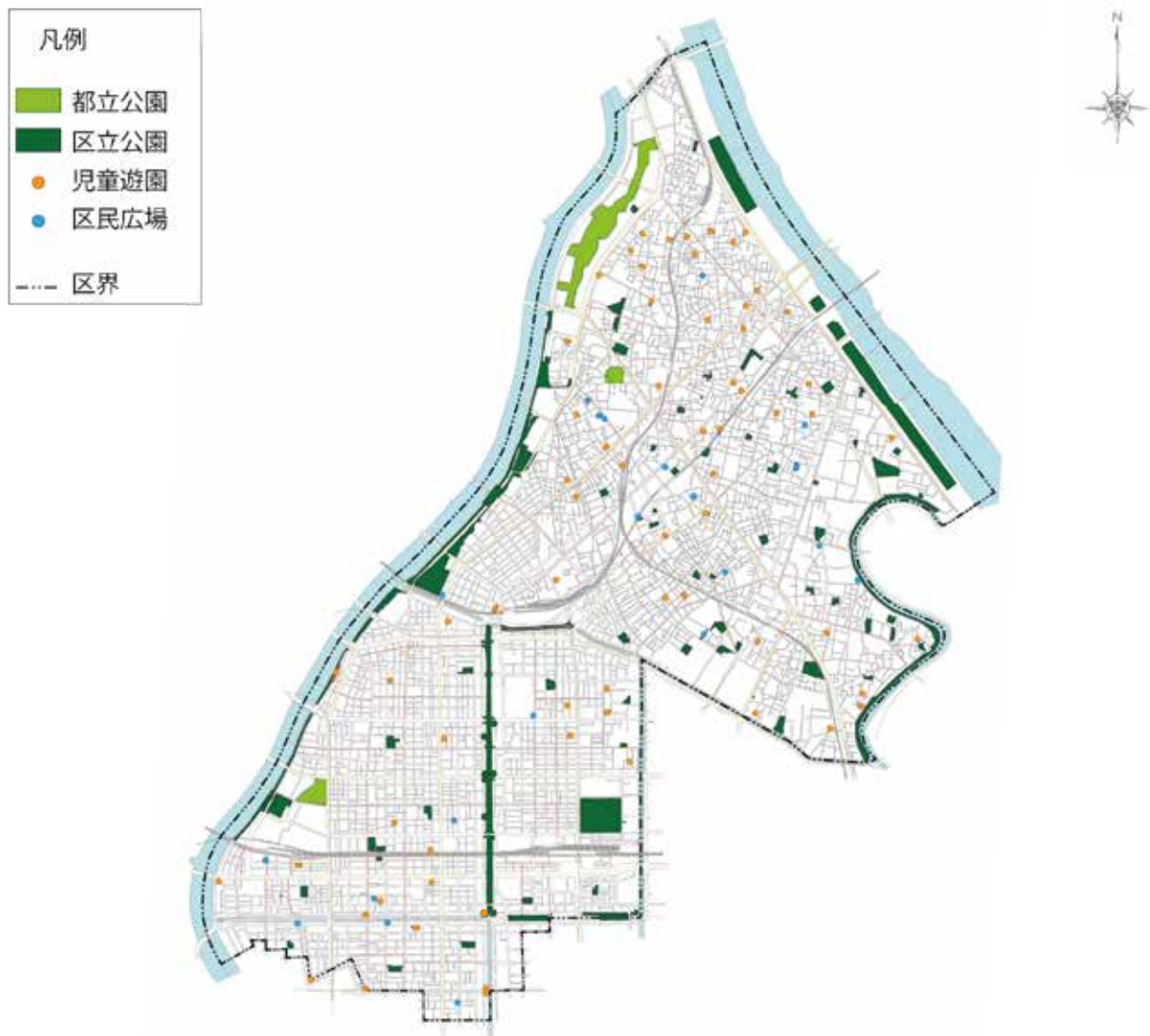


図2 公園の分布

(3)公園的な空間の例

例1:都立公園



写真1 都立東白鬚公園

例2:河川空間



写真2 北十間川テラス(枕橋～源森橋間)

例3:駅前広場



写真3 京成曳舟駅前交通広場